

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて（入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

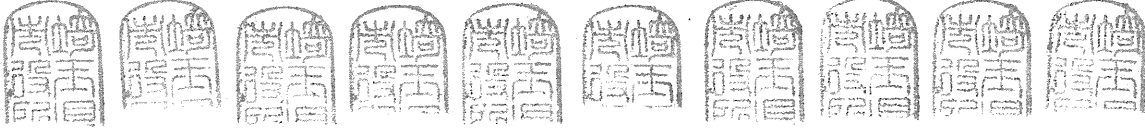
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年6月1日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に入間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
専決処分する。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

入間市長 杉 島 理一郎

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。
第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。